

◎政治改革に関する特別委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月21日 (火)	特別委員長を選任した後、理事を選任した。
2	平成5年12月6日 (月)	理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
3	平成5年12月9日 (木)	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）（衆議院送付） 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案（閣法第二号）（衆議院送付） 政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付） 政党助成法案（閣法第四号）（衆議院送付）</p> <p>右四案について佐藤自治大臣から趣旨説明を聴き、 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）（衆議院送付） 政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付） 政党助成法案（閣法第四号）（衆議院送付）</p> <p>右三案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員川端達夫君から説明を聞いた。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案（参第二号） 政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第四号）</p>

	<p>右両案について発議者参議院議員橋本敦君から趣旨説明を聴いた。 第四十回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締り状況に関する件について佐藤自治大臣及び政府委員から報告を聴いた。</p>
<p>平成5年12月15日 (水)</p>	<p>都合により取りやめとなった。</p>
<p>平成5年12月24日 (金)</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号) 右六案について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、佐藤自治大臣及び武村内閣官房長官に対し質疑を行った。</p>
<p>平成5年12月27日 (月)</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号) 右六案について発議者参議院議員橋本敦君、細川内閣総理大臣、佐藤自治大臣、山花国務大</p>

	<p>6</p> <p>平成6年1月5日 (水)</p>	<p>臣、広中環境庁長官、久保田経済企画庁長官、三ヶ月法務大臣、羽田外務大臣、藤井大蔵大臣、石田総務庁長官、五十嵐建設大臣、伊藤運輸大臣、武村内閣官房長官及び政府委員に対し 質疑を行った。</p>
<p>7</p> <p>平成6年1月6日 (木)</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号) 右六案について修正案提出者衆議院議員堀込征雄君、細川内閣総理大臣、山花国務大臣、武村内閣官房長官、羽田外務大臣、石田総務庁長官、大内厚生大臣、江田科学技術庁長官、佐藤自治大臣、中島参議院法制局長及び政府委員に対し質疑を行った。</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号) 右六案について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、藤井大蔵大臣、佐藤自治大臣、神崎郵政大臣、羽田外務大臣、畑農林水産大臣、熊谷通商産業大臣、三ヶ月法務大臣及び政府委員に対し 質疑を行った。</p>

8	平成6年1月7日 (金)	<p>参考人の出席を求めることを決定した。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右六案について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、佐藤自治大臣、藤井大蔵大臣、羽田外務大臣、石田総務庁長官、久保田経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。</p>
9	平成6年1月10日 (月)	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右六案について修正案提出者衆議院議員堀込征雄君、細川内閣総理大臣、藤井大蔵大臣、佐藤国務大臣、山花国務大臣、羽田外務大臣、石田総務庁長官、大内厚生大臣、江田科学技術庁長官、久保田経済企画庁長官、武村内閣官房長官、三ヶ月法務大臣、伊藤運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った。</p> <p>また、右六案の審査のため公聴会を開会することを決定した。</p>

12	11	10
平成6年1月13日	平成6年1月12日 (水)	平成6年1月11日 (火)
<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p>	<p>政治改革に関する特別委員長本岡昭次君不信任の動議を可決した。 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。 理事の補欠選任を行った。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右六案の審査のため委員派遣を行うことを決定した後、藤井大蔵大臣、武村内閣官房長官、山花国務大臣及び佐藤自治大臣に対し質疑を行った。</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右六案について参考人東京工業大学教授田中善一郎君、三菱化成株式会社相談役鈴木水二君、日本労働組合総連合会会長代行吉田甚之助君、駒澤大学教授前田英昭君、筑波大学教授蒲島郁夫君及び弁護士志田なや子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。</p>

	13	
(木)	平成6年1月14日 (金)	平成6年1月17日 (月) (公聴会)
<p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右八案について修正案提出者衆議院議員堀込征雄君、山花国務大臣、佐藤自治大臣、武村内閣官房長官、石田総務庁長官、藤井大蔵大臣、三ヶ月法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右八案について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、佐藤自治大臣、石田総務庁長官、武村内閣官房長官、藤井大蔵大臣、久保田経済企画庁長官、広中環境庁長官、愛知防衛庁長官、坂口労働大臣、三ヶ月法務大臣、大内厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p>

15	平成6年1月20日 (木)	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p>
14	平成6年1月19日 (水)	<p>派遣委員から報告を聴いた。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右六案について発議者参議院議員橋本敦君、細川内閣総理大臣、神崎郵政大臣、石田総務庁長官、山花国務大臣、佐藤自治大臣、武村内閣官房長官、藤井大蔵大臣、赤松文部大臣、坂口労働大臣、伊藤運輸大臣、三ヶ月法務大臣及び羽田外務大臣に対し質疑を行った。</p> <p>読売新聞社取締役副社長・論説委員長 加藤 博久君</p> <p>政治改革推進協議会会長 亀井 正夫君</p> <p>都留文科大学教授 右崎 正博君</p> <p>駒澤大学教授 西 修君</p> <p>宮城県知事 浅野 史郎君</p> <p>元参議院議員 矢嶋 三義君</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右八案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。</p>

政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第三号）（衆議院送付）

政党助成法案（閣法第四号）（衆議院送付）

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第三号）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第四号）

右六案を議題とし、

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案（閣法第二号）（衆議院送付）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第三号）（衆議院送付）

政党助成法案（閣法第四号）（衆議院送付）

右四案について質疑を終局し、討論の後、いずれも可決した。

閣法第一号、閣法第二号、閣法第三号及び閣法第四号

賛成会派 自の一部、社、公、連新、民 反対会派 自の一部、共、一院

欠席会派 なし

○内閣提出法律案（四件）

号番	件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考		
1	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆	五 九 一七	付託 五 一、二六	議決 六 一、二〇	議決 六 一、二二	付託 五 一Q一四	修正 五 一、二六	修正 五 一、二八	五、一〇、一三 衆本会至議趣旨説明 一、二六 一、二二 参本会至議趣旨説明 六、 衆へ返付 一、二六
2	衆議院議員選挙区画定審議会設置法案	衆	九 一七	付託 一、二六	議決 一、二〇	議決 一、二二	付託 一Q一四	修正 一、二六	修正 一、二八	衆両院協議会請求 一、二九 衆両院協議会成案を得る
3	政治資金規正法の一部を改正する法律案	衆	九 一七	付託 一、二六	議決 一、二〇	議決 一、二二	付託 一Q一四	修正 一、二六	修正 一、二八	衆成案可決 一、二九 参成案可決
4	政党助成法案	衆	九 一七	付託 一、二六	議決 一、二〇	議決 一、二二	付託 一Q一四	修正 一、二六	修正 一、二八	衆成案可決 一、二九 参成案可決

○本院議員提出法律案（二件）

4	3	号 番	
政治資金規正法の 一部を改正する法 律案	公職選挙法の一部 を改正する法律案	件 名	
橋本 敦君 (二、一八)	橋本 敦君 (五、一一、一八)	提 出 者 (月日)	
二、二二	五、一一、二二	予備送付 月 日	
		提 出 へ	
二、二六	五、二六	付 委 員 会 託 会	参 議 院
未 了	未 了	議 決 会 議 決 会	
		付 委 員 会 託 会	衆 議 院
		議 決 会	
		議 決 会	
説明 参本会 議趣旨		五、二六	備 考

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、衆議院議員の選挙制度に関する事項

- 1 小選挙区比例代表並立制を採用する。
- 2 総定数は五百人とし、そのうち、二百七十四人（衆議院において原案の二百五十人を修正）を小選挙区選出議員、二百二十六人（衆議院において原案の二百五十人を修正）を比例代表選出議員とする。
- 3 小選挙区選出議員は定数一人の各選挙区において、比例代表選出議員は全都道府県の区域を通じて選挙する。
- 4 投票は、小選挙区選出議員の選挙（以後小選挙区選挙という）については候補者一人に対して、比例代表選出議員の選挙（以後比例代表選挙という）については一の名簿届出政党等に対して、それぞれ、投票用紙の記載欄に○の記号を記載して行う。
- 5 立候補は、小選挙区選挙の候補者の届出については、政党その他の政治団体（以後政党等という）であって所属国会議員五人以上を有すること又は直近における衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙の得票率が百分の三以上で

あることのいずれかに該当するものが行うことができるほか、本人届出又は推薦届出もできるものとする。

比例代表選挙の候補者名簿の届出については、小選挙区選挙で候補者届出ができる政党等及び名簿登載者を三十人以上有する政党等が行うことができる。小選挙区選挙の候補者届出政党は、その届出に係る候補者を名簿登載者とすることができる（重複立候補）。

6 小選挙区選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

比例代表選挙においては、有効投票総数の百分の三以上の得票のあった名簿届出政党等に限り、ドント式によりその当選人の数を定め、当選人となるべき順位に従い、その数に相当する数の名簿登載者を当選人とする。

7 政党を選挙運動の主体として認め、所要の改正を行う。

8 公職の候補者等の氏名又は氏名が類推される事項を表示する政治活動用ポスター等の掲示を一定期間禁止する（衆議院修正で追加）。

9 選挙運動期間は、十二日とする（衆議院修正で追加）。
二、その他

1 午前八時から午後八時までの間に限り、選挙に関し、戸別訪問をすることができる。

2 候補者及び立候補予定者は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、慶弔、激励、感謝その他これに類するものための電報等を含むあいさつ状を出してはならない。

3 収賄罪を犯し実刑に処せられた者について、実刑期間に加えてその後五年間、公民権を停止する（衆議院修正で追加）。

4 立候補予定者の親族並びに候補者及び立候補予定者の秘書を連座制の対象とするとともに、親族、秘書が禁錮以上の刑に処せられたときは、執行猶予の言渡しを受けた場合でも、連座制を適用する。また、連座制の効果について、当選無効に加えて、連座裁判の確定等の時から五年間、立候補制限を科す。なお、この立候補制限については、連座制の対象となる者の行為がおとり又は寝返りによるものであるときは適用しない。

5 この法律は、原則として衆議院議員の選挙区を定める法律の施行の日から施行することとし、衆議院議員の選挙については施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用する等の経過措置を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、政策本位及び政党本位の選挙の実現を図るため、衆議院議員の選挙について小選挙区比例代表並立制を採用するとともに、腐敗防止のための連座制の強化その他所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、第一に、衆議院議員の選挙制度の基本的仕組みとして小選挙区比例代表並立制を採用することとし、衆議院議員の総定数を五百人とするとともに、比例代表選出議員の選挙の区域は全国とし、投票の方法は記号式の二票制とすること。

第二に、戸別訪問は午前八時から午後八時までの間に限り、選挙に関しこれを行うことができることとすること。

第三に、連座制について、立候補予定者の親族並びに候補者及び立候補予定者の秘書を連座制の対象とするとともに、親族、秘書が禁錮以上の刑に処せられたときは、執行猶予の言い渡しを受けた場合でも連座制の適用があることとし、さらに連座制の効果として、当選無効に加えて五年間の立候補制限を科することとするほか、あいさつ状の禁止の強化、罰金額の引き上げを行うこと等であります。

次に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案は、総理府に衆議院議員選挙区画定審議会を設置することとし、同審議会は、選挙区の画定案または改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、内閣総理大臣はその勧告を尊重し、かつ、これを国会に報告すること等を主な内容とするものであります。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案は、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、会社その他の団体のする政治活動に関する寄附の制限の強化等を図るとともに、政治資金の透明性を高め、あわせて、政治資金についての規制の実効性を確保するなどの措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、会社その他の団体のする政治活動に関する寄附については、政党に対するものに限りこれを認めることとし、政党以外の者に対するものは全て禁止すること。

第二に、公職の候補者の資金面における公私の峻別を徹底するため、公職の候補者は、原則として、金銭等による政治活動に関する寄附を受けてはならないこととし、公職の候補者の政治資金は、その者のために政治資金の拠出を受けべき政治団体として指定した一つの資金管理団体で取り扱うこととする。

第三に、政治資金の透明性の確保については、政党その他の政治団体に対する寄附の公開基準を五万円超に改めるとともに、政

治資金パーティーの対価の支払いの公開基準についても引き下げること。

第四に、政治資金の規制の実効性を確保するため、罰金額の引き上げ、公民権の停止等の措置を講ずることとするほか、政党の名称の保護、政党に対する個人献金に係る所得税の課税の特別措置を行うこと等であります。

次に、政党助成法案は、国が政党に対する助成を行う制度を創設することとし、これにより政党の政治活動の健全な発達を促進するとともに、その公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発展に寄与しようとするものであり、その主な内容は、助成の対象となる政党については、国会議員を五人以上有する政治団体又は国会議員を有し、かつ、直近の総選挙又は通常選挙のいずれかの選挙の得票率が百分の三以上の政治団体とするほか、政党交付金の総額、各政党に対して交付すべき政党交付金の額の算定、政党交付金の使途の報告及び公表等に関し所要の規定を設けようとするものであります。

なお、各案の施行日であります。公職選挙法の一部を改正する法律案は、原則として衆議院議員の選挙区を定める法律の施行の日から、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案は公布の日から、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案は、原則として公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日の属

する年の翌年の一月一日から施行することとしております。

また、衆議院におきまして、衆議院議員の定数のうち、小選挙区選出議員の数を二百七十四人に、比例代表選出議員の数を二百二十六人に改めること、政治資金パーティーの対価の支払いの公開基準について、一つの政治資金パーティー当たり二十万円超に改めること、毎年度の政党交付金の総額を基準日における人口に二百五十円を乗じて得た額を基準として予算で定めることに改めること等の修正が行われております。

以上の四法律案は、昨年九月十七日、国会に提出され、同年十一月十八日に衆議院から送付、同月二十六日、本会議において趣旨説明が行われた後本委員会に付託され、十二月九日、佐藤自治大臣から趣旨説明を、衆議院議員川端達夫君から衆議院における修正の趣旨説明をそれぞれ聴取し、同月二十四日から質疑に入りました。

委員会におきましては、四法律案を橋本敦君発議に係る公職選挙法の一部を改正する法律案及び政治資金規正法の一部を改正する法律案と一括して審査し、細川内閣総理大臣ほか関係大臣、発議者等に対し質疑を行うとともに、この間、本年一月十一日には参考人からの意見を聴取し、また、動議の可決により、十七日には公聴会を開催し、さらに十八日には福島県、新潟県、京都府、愛媛県及び宮崎県の一府四県に委員を派遣し、いわゆる地方公聴

会を開催いたしました。

なお、一月十二日には不信任動議の可決により委員長が交代いたしました。

委員会における質疑の主な内容を申し上げますと、まず選挙制度に関しては、二院制の意義と両院選挙制度の整合性、参議院議員選挙制度改革の方向、選挙制度における民意の集約と反映、重複立候補制度の合理性、小選挙区・比例代表の定数配分のあり方、比例代表選出議員の選挙区域のあり方、小政党などを排除する政党要件、阻止条項等の妥当性、戸別訪問解禁の是非、在外邦人等の選挙権行使の機会の確保、現行選挙制度における議員定数の抜本是正、障害者の政治参加の確保等について。

次に、政治資金、政党助成制度に関しては、企業・団体献金を受けられる政党支部の要件、ひもつき献金等政治資金規正法の抜け道防止策、政治資金の透明性の強化、使途不明金の根絶策、個人献金の促進策、地方議員、首長の政治資金への配慮の必要性、企業・団体献金の五年後見直しのあり方、政党助成の是非、政党交付金の総額の算定根拠、政党助成の対象となる政党要件等についてであります。その詳細は会議録に譲ります。

一月二十日、四法律案に対する質疑終局の動議の可決により質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して関根理事より反対、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会

議、日本・新生・改革連合及び民社党・スポーツ・国民連合の各会派を代表して白浜理事より賛成、日本共産党を代表して吉川理事より反対、二院クラブを代表して青島委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、四法律案を一括して採決の結果、四法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案（閣法第二号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、設置に関する事項

総理府に、衆議院議員選挙区画定審議会を置く。

二、所掌事務に関する事項

審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告する。

三、改定案の作成の基準に関する事項

改定案の作成においては、各選挙区の人口の均衡を図り、人口の格差が二倍以上とならないようにすることを基本とし、行

政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとするともに、各都道府県への定数の配当においては、まず、各都道府県に一ずつ配分した後、残りの定数を人口に比例して配当するものとする。

四、勧告に関する事項

1 勧告は、原則として十年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 改正後の公職選挙法の規定の施行に係る画定案の勧告については、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

3 内閣総理大臣は、審議会から勧告を受けたときは、これを尊重し、かつ、これを国会に報告する。

五、組織等に関する事項

1 審議会は、委員七人をもって組織することとし、国会議員以外の者から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は五年とする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

一四四ページ参照

政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、政党の定義

「政党」とは、政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいうものとする。

- 1 所属国会議員五人以上を有するもの
- 2 直近における衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の得票率が百分の三以上であるもの

二、寄附等の公開基準

- 1 政党及び政治資金団体に対する寄附の公開基準を年間五万円超（現行、年間一万円超）に引き上げ、政党及び政治資金団体以外の政治団体に対する寄附の公開基準を年間五万円超（現行、年間百万円超）に引き下げるものとする。

- 2 政治資金パーティーの対価の支払の公開基準を一の政治資金パーティー当たり二十万円超（現行、百万円超）に引き下げるものとする（衆議院において公開基準額を「五万円超」

から「二十万円超」に修正）。

三、寄附の制限の強化等

- 1 会社、労働組合その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないものとする。

なお、この法律の施行後五年を経過した場合には、団体献金のあり方について見直しを行うものとする。

- 2 公職の候補者は原則として金銭等による政治活動に関する寄附を受けてはならないものとし、公職の候補者の政治資金は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定した資金管理団体で取り扱うものとする。

なお、資金管理団体は、公職の候補者が自らその代表者である政治団体のうちから一つに限り指定することができるものとし、これに伴い、指定団体及び保有金の制度は廃止するものとする。

- 3 政党及び政治資金団体に対してされる寄附の限度額は、個人のするものは年間二千万円、会社、労働組合その他の団体（政治団体を除く。）のするものは、当該団体の規模の区分に応じ、年間七百五十万円から一億円までとする。また、個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものの限度額は、年間千万円とする。

四、罰則の強化及び公民権の停止

1 罰金額の引上げを行うとともに、企業等の団体の役員又は構成員が、政治資金規正法の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対して当該罰金刑を科するものとする。

2 政治資金規正法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者は、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を一定期間有しないものとする。

五、その他

1 政党又は政治資金団体の名称と同一の名称又はこれらに類似する名称を、他の政治団体は使用することができないものとする。

2 個人が政党又は政治資金団体に対し寄附をした場合においては、当該寄附については、所得税の課税について特別の措置を講ずるものとする。

3 この法律は、原則として、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行するものとする。

委員長報告

一四四ページ参照

政党助成法案（閣法第四号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、助成の対象となる政党

1 政党助成の対象となる政党は、国会議員を五人以上有する政治団体又は国会議員を有し、かつ、直近における衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙のいずれかの選挙の得票率が百分の三以上の政治団体とする。

2 政党交付金を受けようとする政党は、毎年一月一日現在で、名称、主たる事務所の所在地、所属国会議員の氏名等を届け出るとともに、併せて、綱領、党則等を提出する。

二、政党交付金に関する事項

1 政党交付金の総額は、直近の国勢調査の確定人口に二百五十円を乗じた額を基準として予算で定める（衆議院において「三百三十五円」から「二百五十円」に修正）。

2 この法律の施行後五年を経過した場合には、政党交付金の総額について、見直しを行うものとする。

3 各政党に対して交付すべき政党交付金の額は、各政党の所属国会議員数及び国政選挙の得票数に応じて一月一日現在において算定した額とし、総選挙又は通常選挙が行われた場合

には再算定する。

4 各政党に交付すべき政党交付金は、毎年、四月、七月、十月及び十二月に交付する。

三、政党交付金の使途の報告及び公表等の措置

1 政党交付金については、条件を付し、又は使途を制限しないものとし、その使途を記載した報告書を公表するものとする。

2 政党の会計責任者は、会計帳簿を備え、政党交付金による支出等について記載するとともに、十二月三十一日現在で政党交付金の収支に関して記載した報告書を、支部から提出された支部報告書等と併せて、自治大臣に提出しなければならない（衆議院において人件費等以外の経費に係る支出の公開基準を「一件一万円超」から「一件五万円以上」に修正）。

この場合、政党の会計責任者は、政党の会計監査を行うべき者の監査意見書とともに、公認会計士等が行った監査に基づき作成した監査報告書を併せて提出しなければならない。

3 報告書等については、その要旨を公表するとともに、届出書、報告書等の関係書類は五年間保存し、また、何人も、五年間、これらの関係書類の閲覧を請求することができる。

四、政党の解散等に関する措置

1 政党が合併又は分割により解散する場合には、当該政党に

対する未交付の政党交付金については、当該合併により存続し若しくは新たに設立される政党又は当該分割により設立される政党に対して交付する。

2 政党が政党の要件に該当しない政治団体になったときは、当該政党でなくなった日の属する月まで、政党交付金を月割で交付する。

五、政党交付金の返還等の措置

政党がこの法律に違反して政党交付金の交付の決定を受けた場合等には、政党交付金の交付を停止し、又はその返還を命ずることができる。

六、その他

1 この法律の規定に違反する行為については、所要の罰則を設けるとともに、偽りその他不正な行為により政党交付金の交付を受けた場合には、その行為者のほか、政党に対して刑罰を科する。

2 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

委員長報告

一四四ページ参照